

郡山市空家地域活用支援事業補助金 チェックシート

1	市内に存する1年以上使用されていない空家ですか。(空家が共同住宅の場合は、全戸において1年以上使用されていないですか。)	いいえ →	補助 の 対 象 と な り ま せ ん 。
はい↓			
2	2分の1以上が居住の用に供されていたものですか。	いいえ →	
はい↓			
3	改修後、交流施設等の用途に10年以上使用しますか。	いいえ →	
はい↓			
4	地域活用の用途のため法令の許認可等が必要な場合は、得られますか。	いいえ →	
はい↓			
5	昭和56年5月31日以前建築の場合、耐震基準に適合しますか。	いいえ →	
はい↓			
6	個人が所有する空家又はNPO法人こおりやま空家バンクの登録物件ですか。	いいえ →	
はい↓			
7	同一敷地内において、過去にこの要綱に基づく補助金の交付を受けていないですか。	いいえ →	
はい↓			
8	市税の滞納がなく、暴力団員ではないですか。	いいえ →	
はい↓			
9	登記事項証明書に所有者として登録されていますか(未登記の場合は、固定資産の登録証明書)又は相続人若しくは同意を得た借借人ですか。	いいえ →	
はい↓			
10	工事の契約及び着手はしていませんか。	いいえ →	
はい↓			
11	他の補助金を受けていない工事ですか。	いいえ →	
はい↓			
12	工事完了後の実績報告書の提出は、1月31日までに可能ですか。	いいえ →	
はい↓			
13	必要書類の準備は、可能ですか。	いいえ →	
はい↓			
留意事項へ(裏面)			

【 留 意 事 項 】

- 市で地域活用用途の事前確認を行います。
- 予算額の範囲で、最も地域コミュニティの維持、再生に資する計画を優先します。
- 補助の対象経費は、消費税を含まない建物の改修に要する費用です。（設計費、消耗品及び備品の費用は含みません）
ただし、上限額があります。
- 改修後、10年間、毎年度末までに活用状況報告書の提出が必要となります。